

別表 1

助成の対象となる事業及び対象経費等

助成対象事業名	対象経費					対象経費の該当となる者
	旅費 (交通費・宿泊費)	報償費 (謝金)	需用費 (印刷費)	使用料 (会場料等)	用具費	
(1) 大会、練習会、合宿、講演会、クリニック等の開催	○ 講師等	○ 講師等・審判	○ 団体	○ 団体	○ 団体	講師等・審判・団体
(2) 用具の購入	×	×	×	×	○ 団体	

注：○印は該当、×印は非該当

注：旅費は交通費は実費とするが、宿泊費（食事込）は1泊13,300円以内（助成金額はそれぞれ2分の1以内）。
ただし、切符・宿泊先は旅行代理店等による手配に限る。また県内の旅費は対象外とする。

注：報償費は1人1日につき助成の上限は、審判は2,000円、講師等は10,000円とする。